



相互研修契約書

受け入れ施設 (甲) (以下「甲」という) 研修生派遣施設 (乙) (以下「乙」という) は、以下のとおり契約を締結する。

(総則)

第1条 乙は、次の研修を甲に委託し、甲はこれを受託する。

(研修期間) **研修初日**

予定通り実施できない場合や、追加で研修ができるようにするため、最大限の日程で契約する。

第2条 研修は令和 年 月 日から令和 9 年 2 月 26 日の研修期間において、研修日、研修生の数、その他必要事項を甲、乙が事前に協議し、甲の承諾を得て実施する。

(研修費)

第3条 研修費は一人一日 4,000 円とし、公益社団法人沖縄県看護協会が研修先に支払う。

(服務)

第4条 研修生は研修期間中、甲の指示に従うとともに、接遇態度の適正及び服務規律の厳正を期するものとする。

(損害賠償)

第5条 研修生が故意又は過失により甲の施設や備品等を破損した場合は、乙はその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害が甲の責任による場合、又は甲がその損傷を軽微と認めて賠償を免除する場合はこの限りではない。

2. 研修生が研修中に故意又は過失により第三者に損害を与えた時は、乙はその責を負うものとし、甲が損害を補償した時は、その保障に要した費用を負担しなければならない。ただし、その損傷が甲の責任による時はこの限りではない。

3. 研修生は看護職賠償責任保険に加入しているものとする

(守秘義務)

第6条 研修生は、研修中に知り得た秘密（個人情報を含む）を第三者に漏らしてはならない。また、本条項は契約終了後も適用するものとする。

(その他)

第7条 研修に関し、本契約に定めない事項が生じた場合は、甲乙協議のうえ誠実にこれを処理するものとする。

注：研修開始日までに
契約を締結する

令和 年 月 日

施設長 (甲) 印

受け入れ施設
(甲)

甲 住所

施設名

代表者名

印

研修生所属
施設 (乙)

乙 住所

施設名

代表者名

施設長 (乙) 印

印